平成２９年（フ）第４４７０号
大阪府茨木市新郡山１丁目18番302号
債務者　羽原　健一
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７６号
大阪府摂津市三島３丁目６番21―406号、前住所大阪府摂津市正雀本町１丁目３番２―203号
債務者　島﨑　雅美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７９号
大阪府四條畷市大字清瀧381番地の２　プロジェクトハイツ105
債務者　中井　孝嗣
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５００号
大阪市東淀川区豊里２丁目９番22号　永和ハイツ　401号
債務者　藤原　肖江
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４０号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目16番５―303号
債務者　尾方　一吉
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３号
岡山県津山市堀坂248番地１、住民票上の住所岡山県津山市国分寺588番地８
債務者　芦田　和憲
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６７号
岡山県真庭市湯原温泉395番地４、前住所岡山県真庭市勝山295番地１
債務者　中室　博敬（旧姓濵本）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７７号
岡山県津山市林田1908番地２　雇用促進住宅林田宿舎２―106、前住所岡山県津山市川崎540番地４
債務者　水杉　行良
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６１２号
仙台市太白区青山２丁目２番12号　ノーヴァ青山208
債務者　内村　竜一
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６１４号
仙台市宮城野区五輪２丁目14番19―306号
債務者　阿部佳奈子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６７１号
仙台市青葉区霊屋下19番14―305号
債務者　石田　秋子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１０号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目５番地１　エスポワール507号
債務者　佐藤ふじ子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
福島県いわき市常磐湯本町傾城33番地の１
債務者　我妻　絵里
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第７０号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地の７市営住宅991、従前の住所埼玉県さいたま市大宮区下町２丁目78番地　コンフォート下町第２・922号室
債務者　菅野　雄喜
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第７１号
福島県いわき市常磐湯本町上浅貝19番地　県営住宅９－４
債務者　箱崎ともみ
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２５７号
山梨県南アルプス市山寺1179番地５
債務者　川住　北斗
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係